

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申し上げます（2013年10月3日）

■第9刷（2013年8月30日発行）の修正箇所

※第1刷からの修正箇所はhttp://www.yodosha.co.jp/correction/9784758109208_corrections.pdf をご参照ください

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
111	表2		(文献1より引用)	※22 参照	13/10/03
116	本文最後		文献 1)「第十二改訂調剤指針」(日本薬剤師会 編), 薬事日報社, 2007	※23 参照	13/10/03

図表

※22

表2● 軟膏の基剤による混合の可否

		油脂性	水溶性	乳剤性	
				O/W型	W/O型
油脂性		○	×	×	△
水溶性		×	○	△	×
乳剤性	O/W型	×	△	△	×
	W/O型	△	×	×	△

○:可 △:ケースバイケース ×:不可
(文献1より引用) — 引用文献を追加

〈混合不可なもの例〉

- 油脂性基剤 + 水溶性基剤
亜鉛華軟膏とユーバスタの混合
- 油脂性基剤 + 乳剤性基剤(O/W型)
白色ワセリン + ゲーベンクリームとの混合
- 水溶性基剤 + 乳剤性基剤(W/O型)
ソルコセリル軟膏 + ユーバスタの混合
- 乳剤性基剤(O/W型) + 乳剤性基剤(W/O型)
ウレパール + ヒルドイドソフトの混合

※23



一般的に薬局で行う外用剤調剤は計数調剤が基本であるが、特に包装単位の異なるものが多いため、調剤業鑑査は念入りに行う。また、軟膏剤の混合調剤もあることから混合の可否について充分に調べたうえで調剤を行う必要がある。

〈文献〉

1)「第十二改訂調剤指針」(日本薬剤師会 編), 薬事日報社, 2007

— 文献1を追加